

パラグアイの貿易・投資制度 輸出入、商標登録、代理店保護

2021 年 3 月
日本貿易振興機構 (ジェトロ)
ブエノスアイレス事務所
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

【免責条項】

本資料はジェトロ中小企業海外展開支援プラットフォーム事業の一環としてIshida & Ascsociates, Law Firmに委託して作成したものです。2020年12月までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって内容が変わる場合があります。掲載内容について、一般的な情報や解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料は参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本資料にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロ、Ishida & Ascsociates, Law Firmは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ、Ishida & Ascsociates, Law Firmが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。また、関連する法令等の厳密な解釈等についてはパラグアイの関連省庁および法律事務所等にもご確認いただくことをお勧めします。

〈目次〉

I.	『ラグアイにおける輸出入手続き	. 1
11.	ペラグアイにおける商標の出願手続き	. 4
Ш	パラグアイにおける代理店保護法について	. 7

I. パラグアイにおける輸出入手続き

1. 根拠法

パラグアイにおける商品の輸出入手続きは、<u>法律第 2422/04 号</u>(関税法)、<u>政令第 4672/05</u> 号(関税法施行規則) およびその他の規定により定められている。

2. 輸入者、輸出者のサイン登録

輸入者となる自然人、法人は、国家税関局 (Dirección Nacional de Aduana: DNA) にサインを登録しなければならない。輸入者のサイン登録の要件は次のとおりである(政令第4672/05 第19条)。これらの要件を満たすことで DNA から輸入者のサイン登録証明書が発行される。輸出者も同様にサイン登録が必要。輸入者のサイン登録と条件は同じ(政令第4672/05 第26条)。

- a) 納税者として登録され、納税者登録番号 (RUC) を取得していること。
- b) 所在地に市の営業許可 (Patente municipal) を取得していること。
- c) 会社の開業または最新の会計年度の貸借対照表(国税庁の認定を受けたもの)
- d) サイン登録をする者の身分証明書
- e) 有限責任個人会社、有限会社、株式会社は上記に加えて次の書類を提出する必要が ある。
 - 会社の定款
 - ・ 公共商業登録(Registro Público Comercial)※及び法人登記(Registro Público de Personas Jurídicas)
 - ※商業に従事する法人が登録を義務付けられているもの。
 - · 商業登録 (Matricula de Comerciante)
 - 株式会社の場合は最新の株主総会の議事録
 - ・ パラグアイの国内銀行との銀行取引実績(銀行紹介状)
 - 事業活動に見合ったインフラを有すること
 - ・ <会社の>住所に関する書類(登記書または賃貸契約書で確認)
 - ・ 法的手続きのため、事業活動に利用する税関の管轄域内に住所を設定すること

3. 輸入手続き

(1) 輸入者は、契約内容および見積書 (プロフォーマインボイス) の発行について輸出者と調整。輸入者は、発注書を作成し輸出者に提出。輸入者単一窓口 (Ventanilla Unica de Importador: VUI) に事前申告する。事前申告をしないと輸出者への支払

- いはできない。事前申告には輸入者のサイン登録と発注書が必要。VUI は、輸入に必要な複数省庁の許可、認可および認証を電子的に申請することができるシステムである。
- (2) 輸出者は、インボイス、パッキングリスト、原産証明書(必要に応じて)、船積書類を輸入者に提出。インボイス、船積書類、原産地証明書(必要に応じて)は<u>領事</u>査証が必要。
- (3) メルコスール域外原産品が海上輸送される場合、パラグアイは内陸国のため、積み替え港に貨物が到着すると、国家航法港湾局(ANNP)およびDNAによる検査が行われ、関係書類に署名・封印する。その後、最終目的地の税関(パラグアイ)へ運送される。
- (4) 輸入者が必要な書類を提出した後、通関業者は VUI を通じて輸入申告を行う。輸入申告にはインボイス、パッキングリスト、船荷証券、原産地証明書(必要に応じて)、他法令の許可、承認(必要に応じて)が必要。
- (5) 他法令の許可、承認は、予め輸入者が関係官庁に対して申請する。
- (6) 輸入申告時に関税および諸税を支払う。輸入時に課税されるのは、関税、付加価値税、港湾・空港手数料 (Tasa Portuaria / Aeroportuaria)、通関手数料 (Arancel Profesional de los Despachantes de Aduanas)が基本。その他、品目により異なる税が課税される可能性がある。例えば、アルコール飲料、たばこ、化粧品には奢侈税 (Impuesto Selectivo al Consumo)が課税される。
- (7) 輸入者の指定倉庫に貨物が移送、引き渡しされ、輸入が完了する。

4. 輸出手続き

- (1) 輸出先の国が輸入に際して求めているパラグアイの公的機関発給の書類を取得する。輸出者は輸出先の国がどのような書類を求めているかを輸出先国の輸入者に確認する。パラグアイの公的機関が発給する輸出関連書類の手続きは、輸出者単一窓口 (VUE) を通じて行う。VUE は、公的機関が発行する輸出関連書類(例:原産国証明書、植物衛生証明書など)の申請を電子的に行うことができるシステムである。
- (2) 取引条件 (INCOTERMS) に応じて、輸出者は輸送手配、保険の付保を行う。
- (3) 輸出申告書を提出し、税関で輸出通関手続きを行う。

(4) 貨物の船積書類(船荷証券、インボイス、パッキングリスト、原産国証明書など)を輸入者に提出する。

II. パラグアイにおける商標の出願手続き

1. 根拠法

パラグアイにおける商標登録手続きは、<u>法律第 1294/98 号</u> (商標法) 及び<u>政令第 22365/98</u> 号 (商標法施行規則) とその他の規定に準拠する。

2. 管轄機関

パラグアイにおける商標の管轄機関は<u>パラグアイ知的財産国家総局(Dirección Nacional de Propiedad Intelectual: DINAPI)</u>である。従って、商標登録手続きは全て DINAPI において行う。

3. 知的財產士(代理人)

DINAPI への商標の出願は DINAPI に登録された知的財産士 (Agente de Propiedad Intelectual) を通じて行わなければならない。知的財産士は弁護士有資格者であり、出願人の補助役または代理人として出願手続きを行う。

4. 出願書類

申請者は商標の出願に際して以下の情報と書類を提出しなければならない。

- (1) 申請者の会社名及び住所
- (2) 申請者が自然人の場合は申請者の身分証明書の認証コピー
- (3) <u>申請者が法人の場合は商標の出願手続きを行う知的財産士への委任状</u> 自然人でも出願手続きを本人が行わない場合は代理人が行うことが可能。 申請者が外国の法人の場合、委任状はアポスティーユが必要。また、委任状がスペイン語以外の言語で発行された場合は、最高裁判所に登録されている登録翻訳者がスペイン語に翻訳しなければならない。

(4) 登録する商標

代表的な商標の種類は下記のとおりである。

名称: 1 つもしくは複数の単語、文字の組み合わせおよび/または数字で構成されるもの。

比喩的画像:画像もしくはグラフィックで構成されたもの。

混合: 単語要素とグラフィック要素で構成されたもの。

3次元:ラップや包装など。

(5) 商標を使用する商品および/またはサービスの区分

商標の出願には、商標を使用する商品および/またはサービスを指定し、ニース協定に基づく区分(分類)を明記する必要がある。複数の区分で商標登録する場合は、区分ごとに個別の申請が必要となる。

5. 出願手続き

(1) DINAPI への委任状の登録

申請者が法人または自然人で、代理人を通じて商標の出願を行う場合は委任状の登録が必要である。

(2) 商標を DINAPI へ出願

DINAPI は出願時に書類の提出日時を記録し手続き番号を指定する。

(3) 方式審査

DINAPI は出願書類が要件を満たしているかどうかを審査する。

(4) 出願公開

方式審査の後、DINAPI は商標の出願を公開する。商標の出願内容をパラグアイ首都圏の主要な新聞のいずれかを通じて3日間連続して公開する。

(5) 異議申し立ての期間

公開の最終日の翌日から 60 営業日の間、第3者は DINAPI に対して商標の出願に 異議を申し立てることができる。この期間中に異議申し立てがなかった場合、商標 登録の手続きは次の段階に進む。

(6) 審査

異議申し立ての期間が経過した後、DINAPIの審査部は出願された商標の登録を妨げる事実の有無や法律によって使用が禁止されていないかどうか審査を行い、審査報告書を作成する。

(7) 商標総局の判断

商標総局は、出願書類と審査部が作成した審査報告書に基づき商標の登録可否を 判断する。

(8) 登録の承認

商標総局が商標の登録を承認する判断を下した後、知的財産総局は商標登録に係る決議を発出して商標の登録を命じる。 その後、商標の登録証明書が発行される。

6. 優先権 (パリ条約)

1883 年の工業所有権の保護に関するパリ条約の規定により、パリ条約の加盟国に基礎出願がある場合、その出願日から6カ月以内であれば優先権の主張を伴う商標の出願が可能。

7. 商標権の存続期間

商標権の存続期間は登録日から10年であり、10年間の権利の更新を何度でも可能。満了日前の1年以内に権利の更新を申請することができる。存続期間満了日後、6カ月までは更新の申請が可能で、この場合、更新手数料に加えて追加料金を支払わなければならない。

8. 商標の登録に要する期間

異議申し立てなどがなく商標登録の手続きが順調に進んだ場合で、出願から登録まで 12 ~14 カ月かかる。

9. 備考

パラグアイは、マドリード協定議定書に加盟していない。

III. パラグアイにおける代理店保護法について

1. パラグアイにおける代理店保護

パラグアイにおいては法律第194/1993号が、パラグアイに居住する営業代行

(Representación)、代理店(Agencia)、または販売業者(Distribuidor)を通じて外国の製造会社または外国企業(以下外国企業)が提供する製品またはサービスのパラグアイでのプロモーション、販売または流通に関する契約について規定している。

この法律は、国内の営業代行、代理店、販売業者に有利な不可逆的な権利を確立している。 外国企業が理由を明示した上で契約を終了することは可能で、正当な理由なく契約を終了した場合に営業代行、代理店、販売業者に支払うべき補償金を決定するための方針を定めている

法律第194/1993 号に準拠する契約について考慮すべき一般的な事項は次のとおり。

a) 法律第 194/1993 号は公序良俗の法律であること。

この法律は公序良俗の規制であるため、契約当事者が法律で与えられた権利を放棄したり、規則に設立された賠償金以下の金額に同意したりすることを不可能としている。

b) 契約を登録する義務。

同法第 11 条は、契約を商取引登録に登録する義務を規定している。その主な目的は、第 3 者に対して契約が法的に有効であることを示すことである。

c) 紛争の法的処理を管轄する裁判所

営業代行、代理店、販売業者に係る契約に関する紛争の法的処理の管轄は、パラグアイの 裁判所とする。また同法は、契約当事者に対して仲裁手続きを通じた紛争解決を可能として いる。

d) 契約の終了

法律第 194/1993 号は、外国企業による契約終了の 2 つの方法として、正当な理由による 契約の終了、正当な理由なき契約の終了を規定している。

(1) 正当な理由による契約の終了

外国企業は、法律第6条に記載されている下記の理由により、営業代行、代理店、販売業者との契約の解約、取り消し、変更、または延長を拒否することが可能とする。

- ・ 営業代行、代理店、販売業者による契約違反。
- ・営業代行、代理店、販売業者による詐欺行為または信用の失墜。

- ・営業代行、代理店、販売業者の製品販売またはサービス提供の過失または不注意。
- ・営業代行、代理店、販売業者による製品、サービスの国内販売の継続的な減少。
- ・ 営業代行、代理店、販売業者の行為により商品、サービスの輸入、販売、流通または提供が妨げられること。
- 契約対象の製品またはサービスと競合する製品またはサービスに起因する利害の衝突。

ただし、詐欺または信用の失墜を契約終了の理由とする場合を除き、契約終了の根拠とする理由を解決するために、外国企業は、営業代行、代理店、販売業者に対してその理由の解決のために120日間の猶予期間を与えることと定めている。

契約終了に正当な理由がある場合、外国企業は、営業代行、代理店、販売業者に対して補 償金を一切支払う義務はないとしている。

(2) 正当な理由なき契約の終了

外国企業が正当な理由もなく契約を終了した場合、外国企業は、営業代行、代理店、販売 業者に対して補償金を支払わなければならない。

① 正当な理由の証明義務

契約の終了に正当な理由がある場合、外国企業はパラグアイでの裁判または仲裁において、法律第6条が掲げる正当な理由に基づき契約を終了することを証明しなければならない。

外国企業がそれを証明しない場合、契約の終了は正当な理由なしとみなされ、外国企業は 次に記載の計算方法に基づく補償金を営業代行、代理店、販売業者に支払わなければならな い。

2 補償金

補償金の計算は、契約期間および営業代行、代理店、販売業者が契約期間の最後の3年間 に得た年間平均総利益を考慮しなければならない。

営業代行、代理店、販売業者が手数料(Comisiones)により総利益を得た場合も、補償金の計算には契約期間と手数料の総額を考慮する。

法律では契約期間に応じて補償金の算出方法を 6 段階に分けて規定している。年間平均 総利益、手数料の総額のどちらかを選択するかは、双方の合意に基づく。

・ 契約期間が2~5年間の場合、補償金は年間平均総利益、もしくは営業代行、代理店、販売業者が最後の3年間で得た手数料の総額相当とする。

- ・ 契約期間が 5 年超~10 年間の場合、補償金は年間平均総利益の 2 倍、もしくは営業代 行、代理店、販売業者が最後の 3 年間で得た手数料の総額相当とする。
- ・ 契約期間が10年超~20年間の場合、補償金は年間平均総利益の3倍、もしくは営業代 行、代理店、販売業者が最後の3年間で得た手数料の総額相当とする。
- ・ 契約期間が20年超~30年間であった場合、補償金は年間平均総利益の4倍、もしくは 営業代行、代理店、販売業者が最後の3年間で得た手数料の総額相当とする。
- ・ 契約期間が30年超~50年間であった場合、補償金は年間平均総利益の5倍、もしくは 営業代行、代理店、販売業者が最後の3年間で得た手数料の総額相当とする。
- ・ 契約期間が50年間超であった場合、補償金は年間平均総利益の6倍、もしくは営業代行、代理店、販売業者が最後の3年間で得た周旋料の総額相当とする。

外国企業が企業の名称または住所を変更した場合でも、営業代行、代理店、販売業者に同 じブランドの製品、サービスの提供を続けるのであれば契約期間はリセットされない。合併 などにより他の法人が契約を引き継いだ場合は規定されていない。

2. 法律第 194/1993 号によるリスクの回避策

外国企業は、営業代行、代理店、販売業者との契約の終了または契約の変更時の法律第 194/1993 号によるリスクを回避するため、パラグアイに住所を有する企業と営業代行契約、代理店契約、販売契約を締結するのではなく、次の方法の検討が考えられる。

- ・ 第1の方法として、外国企業がパラグアイに子会社を開設し、この子会社がパラグアイ 国内で製品・サービスのプロモーション、流通、販売を実施するために必要な契約を国 内の営業代行、代理店、販売業者と結ぶことが可能である。契約の終了については当事 者間で定め、法律第194/1993号の適用を受けない。
- ・ 第2の方法として、契約当事者双方がメルコスール加盟国(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ) < の会社>である場合、メルコスール加盟国間の契約に関する国際裁判管轄について定めた「ブエノスアイレス議定書」に基づき、パラグアイ以外の管轄区域で契約関係の争議を処理することが可能である。ただし、事例については確認されていない。
- ・ 第3の方法として、国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)に 基づく、商品およびサービスの販売に関する国際契約の締結を検討することが考えられる。ウィーン売買条約は、国境を越えて行われる物品の売買に係る売り手と買い手の権利と義務を定めた国際条約で、同様に商品の引き渡し、必要な文書、危険の移転についても定めている。この場合、契約にはマーケティングや販売促進、独占権、権利と義務など、営業代行、代理店、販売店契約は含めず、売買契約とする。これにより法律第194/1993 号によるリスクを回避することができると考えられる。

本レポートに関するお問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ビジネス展開支援課

E-mail: BDA@jetro.go.jp

ブエノスアイレス事務所 E-mail:infobuenosaires@jetro.go.jp